

募集施設番号 40～50

施設名	県道（路線名については別紙のとおり）
所在地	別紙のとおり。
施設の概要	別紙のとおり。
通称の掲示場所	・通称に係る標示板は、以下により原則として、所在地の歩道又は路肩に設置することができる。 ①通称に係る標示板の種類、設置場所及び寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第1、別表第2及び道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則別表（以下「標識令等」という。）にて「道路の通称名」として定めるところによる。 ② 標示板の間隔は250m以上とする。 ③ 詳細な設置場所については、現地の状況により異なる。
募集の条件	・通称には、原則として末尾に「通り」の文字を含むこと。 ・通称には、当該施設に既に通称や愛称がある場合には、当該通称や愛称を含むこと。※ ・通称には会社名、商号、商品名、ロゴマークを表示することができる。（矢印・距離等の交通案内、交通標識等と誤認させるようなデザインは表示できない。） ・通称は、上記の要素を含む名称全体のことを指すものとし、そのデザイン及び表記は、通称の一部を過度に強調ないしは視認性を低下させるなど一体性を欠くもの、又は全体としての視認性を低下させるものでないこと。 ・標示板の形、文字の寸法及び色は、標識令等に基づくものとする。 ・地域住民や道路利用者の混乱を防止するため、原則として決定した通称を契約期間中に変更することはできない。 ・標示板の設置及び撤去は、パートナーが道路法第24条の承認及び道路交通法第77条の許可を受けて、パートナーの費用負担により施工すること。 ・募集対象としている施設について、道路管理者は通常の水準の管理を行い、募集・応募に伴う特別な整備等は行わない。 （このため、応募者は、事前に対象施設の現況を確認し、現況の状態のまま通称表示を行うことを了解した上で応募すること。） ・募集対象としている施設は、施設の維持管理の観点から必要な整備等をパートナーの了解を得ずに道路管理者の判断で行うこ

	とがある。 なお、整備等を原因としてやむを得ず通称表示が妨げられた期間が発生した場合であっても、これを理由としてネーミングライツ料の減額及び返還は行わない。 ・募集対象としている施設について、施設そのものが廃止された場合や、施設の管理者が茨城県ではなくなった場合には、ネーミングライツ契約は自動的に解除される。 この場合において納付されたネーミングライツ料については、月割計算により契約解除の原因発生日が属する月の翌月以降の分をパートナーに返還する。 ・本書及び契約書に定めのない事項については、道路管理者とパートナーが協議して定めるものとする。 本条件は、「本書及び契約書に定めがない事項についてパートナーから提案された場合、道路管理者側が拒否できない」という趣旨ではないため、応募者はこれを了解した上で応募すること。 ※ 今回募集する施設には、現在、通称や愛称はありません。
--	--

【位置図及び概要図】 別紙のとおり

【外観写真】 別紙のとおり